

## 鳥取県居住支援協議会について

鳥取県居住支援協議会は、県内の行政、不動産関係者、福祉関係者、その他居住支援を行う者により構成された団体です。住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯等)の方の賃貸住宅への円滑な入居に必要な施策や環境の整備を図るために活動しています。

## 巻頭特集

- ・居住支援法人の紹介
- ・各種相談窓口



## ■ ご案内・報告 ■

- ・鳥取県家賃債務保証事業について
- ・セーフティネット住宅の登録について
- ・住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業について
- ・鳥取県あんしん賃貸支援事業
- ・あんしん賃貸相談員等障がい者対応研修会の開催報告
- ・不動産事業者への障がいについて理解を深める研修会の開催報告
- ・令和2年度鳥取県居住支援協議会セミナーの開催延期





# 特集 1 居住支援法人の紹介

平成29年の住宅セーフティネット法改正により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し住宅相談等の入居支援や見守り等の生活支援を行う法人を、都道府県知事が住宅確保要配慮者居住支援法人として指定する制度が作られました。鳥取県内では2法人が指定されています。

## 1 特定非営利活動法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所

- 鳥取事務所 鳥取市永楽温泉町162 凡平ビル4階 TEL 0857-30-7471
- 倉吉事務所 倉吉市見日町600 TEL 0858-24-6551
- 米子事務所 米子市中町14-2 TEL 0859-38-1277



### 《業務内容》

対応時間:勤務時間内  
平日午前9時から午後6時まで  
対応区域:鳥取県全域

“誰もが安心して、安全に暮らせる町づくり”を目指し、住宅確保要配慮者への入居に関する相談窓口として、関係機関や関係団体と連携して対応していきます。

内容	対応可否	概要
緊急連絡先	可(勤務時間内)	勤務時間外対応不可
近隣迷惑行為時の対応	可(勤務時間内)	勤務時間外対応不可、福祉支援団体と共に対応
見守り	可	2週間に1回程度、電話で安否確認 *メインの見守りは福祉支援団体
死後事務	不可	
残置物処理	不可	
家賃滞納時の指導	可(勤務時間内)	勤務時間外対応不可、福祉支援団体と共に対応
家賃滞納時の連帯保証	不可	

※原則としては関係する福祉支援団体と共同で支援を行うが、支援団体がいない場合は単独で対応する。

## 2 社会福祉法人こうほうえん

米子市両三柳1400 TEL 070-5678-0649

### 《業務内容》

対応時間:24時間 但し翌日対応になる場合あり  
対応区域:米子市、境港市(その他の地域については要相談)

担当します「こうほうえん」の田山です。  
ワーカーズコープさんと可能な連携を図りながら、県下全域での活動を進めております。お気軽にお問い合わせください。



内容	対応可否	概要
緊急連絡先	可	夜間等、翌日対応になる場合あり
近隣迷惑行為時の対応	可	夜間等、翌日対応になる場合あり
見守り	可	住宅確保要配慮者の状況に応じて対応
死後事務	可(要相談)	経費が発生するときは一部対応できない場合あり
残置物処理	可(要相談)	経費が発生するときは一部対応できない場合あり
家賃滞納時の指導	可	福祉支援団体と共に対応
家賃滞納時の連帯保証	不可	

※原則としては関係する福祉支援団体と共同で支援を行うが、支援団体がいない場合は単独で対応する。



## 各種相談窓口

### ◆自立相談支援機関（生活困窮者相談窓口一覧）

平成27年4月1日の「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、福祉事務所を設置する自治体に生活困窮者相談窓口が設置されました。これは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方」を対象として、生活保護に至る前の早期支援として、就労支援を行ったり、その方が抱える生活の様々な問題について解決できるよう、相談員と一緒に考えていく相談窓口です。 **お住いの市町村によって相談窓口が異なります。**

お住まい	窓口名	住 所	電話番号	FAX番号
鳥 取 市	鳥取市パーソナルサポートセンター	鳥取市幸町151 (鳥取市中央人権福祉センター内)	0857-20-4888	0857-24-8067
米 子 市	よなご暮らしサポートセンター(米子市社会福祉協議会)	米子市錦町1丁目139-3	0859-35-3570	0859-23-5495
倉 吉 市	あんしん相談支援センター(倉吉市社会福祉協議会)	倉吉市福吉町1400番地	0858-24-6265	0858-22-5249
境 港 市	境港市社会福祉協議会	境港市竹内町40番地	0859-45-6116	0859-45-6146
岩 美 町	(役場)福祉課	岩美郡岩美町浦富1029番地2 (岩美すこやかセンター内)	0857-73-1333	0857-73-1344
若 桜 町	生活総合相談窓口(若桜町社会福祉協議会)	八頭郡若桜町若桜1247番地1	0858-82-0254	0858-82-1204
智 頭 町	(役場)福祉課	八頭郡智頭町智頭1875番地	0858-75-4102	0858-75-4110
八 頭 町	福祉総合相談窓口(八頭町社会福祉協議会内)	八頭郡八頭町宮谷254番地1	0858-71-0100	0858-72-2793
三 朝 町	パーソナルサポートセンターみささ(三朝町社会福祉協議会)	東伯郡三朝町横手50-4	0858-43-3388	0858-43-3378
湯 梨 浜 町	暮らしサポートセンターゆりはま(湯梨浜町社会福祉協議会)	東伯郡湯梨浜町泊1085番地1	0858-34-6002	0858-34-6013
琴 浦 町	(役場)福祉あんしん課	東伯郡琴浦町徳万591-2	0858-52-1715	0858-52-1524
北 栄 町	(役場)福祉課	東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5852	0858-37-5339
日 吉 津 村	(役場)福祉保健課	西伯郡日吉津村日吉津872-15	0859-27-5952	0859-27-0903
大 山 町	パーソナルサポートセンターだいせん(大山町社会福祉協議会)	西伯郡大山町御来屋467	0859-54-2200	0859-54-6028
南 部 町	生活サポートセンターなんぶ(南部町社会福祉協議会)	西伯郡南部町法勝寺331-1	0859-66-2900	0859-66-2901
伯 耆 町	伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿1010番地	0859-21-0608	0859-68-4634
日 南 町	(役場)福祉保健課福祉推進室	日野郡日南町生山511-5	0859-82-0374	0859-82-1027
日 野 町	(役場)健康福祉課	日野郡日野町根雨101	0859-72-0334	0859-72-1484
江 府 町	江府町社会福祉協議会	日野郡江府町江尾2069番地	0859-75-2942	0859-75-3900

### ◆障がい児・者の総合相談

障がいのある方が、地域で安心して暮らし続けることができるよう、ご本人やそのご家族に対する総合的な相談支援や連絡調整等を行う窓口です。

窓口名称	住 所	電話番号	FAX番号
障害者支援センターしらはま	鳥取市伏野2259-17	0857-59-6036	0857-59-2022
障がい者支援センターそよかぜ	鳥取市富安2丁目96	0857-22-9511	0857-24-3022
相談支援事業所アブローズ	鳥取市寿町791-8	0857-30-4630	0857-30-4631
地域生活支援センターみんなの家	鳥取市湖山町南5丁目222-53	0857-30-7677	0857-30-7678
指定相談事業所和貴の郷	鳥取市河原町長瀬61-11	0858-85-3738	0858-85-3739
相談支援センターサマーハウス	鳥取市湯所1丁目131	0857-36-1151	0857-36-1152
八頭町障がい相談支援センターれしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	0858-73-0037	0858-73-0045
障害者生活支援センターすてっぷ	米子市道笑町2丁目126-4	0859-37-2120	0859-37-2121
障害者生活支援センターまちくら	米子市西倉吉町83-3	0859-35-5647	0859-35-5648
障がい者支援センター和おん	米子市富益町4684	0859-30-4623	0859-30-4624
相談支援事業所エポック翼	米子市米原1460-7	0859-36-2005	0859-36-2007
障害者支援センターさかいみなど	境港市外江町3413-3	0859-44-2520	0859-44-2526
倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい	倉吉市瀬崎町2714-1	0858-22-6239	0858-23-7122
北栄町障がい者地域生活支援センター	東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5851	0858-37-5339
琴浦町障がい者地域生活支援センター	琴浦町徳万591-2	0858-52-1706	0858-52-1524
中部障がい者地域生活支援センター	倉吉市山根43	0858-26-2346	0858-26-2346



## ◆高齢者の総合相談

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護や健康のこと、権利を守ることなど様々な相談対応や支援を行っています。

### 鳥取県内の地域包括支援センター一覧

令和2年10月1日現在

保険者	地域包括支援センターの名称 (受託法人)	所在地	電話	ファクシミリ	受付時間	※閉所日	
						曜日	その他 (年末年始等)
鳥取市	1 鳥取中央地域包括支援センター	〒680-0823 鳥取市幸町71	0857-20-3457	0857-20-3906			
	★2 鳥取北地域包括支援センター (社会福祉法人こうほうえん)	〒680-0902 鳥取市秋里1181	0857-20-2205	0857-20-2206			
	★3 鳥取西地域包括支援センター (社会福祉法人あすなる会)	〒680-0811 鳥取市西品治280-1	0857-50-0717	0857-50-0721			
	★4 鳥取東地域包括支援センター (社会福祉法人鳥取福祉)	〒680-0072 鳥取市滝山374-1	0857-30-5711	0857-30-5712	8:30~17:15	土・日・祝	12/29~1/3
	5 鳥取こやま地域包括支援センター	〒680-0947 鳥取市湖山町西1-512	0857-32-2727	0857-31-3270			
	★6 鳥取市南部地域包括支援センター (社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会)	〒689-1211 鳥取市用瀬町別府96-2	0858-76-2351	0858-76-2352			
	★7 鳥取市西部地域包括支援センター (社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会)	〒689-0331 鳥取市気高町浜村8-8	0857-30-7780	0857-30-7781			
米子市	★1 米子市ふれあいの里地域包括支援センター (社会福祉法人米子市社会福祉協議会)	〒683-0811 米子市錦町一丁目139-3	0859-23-5798	0859-23-5018	8:30~17:15	土・日・祝	12/29~1/3
	★2 米子市義方・湊山地域包括支援センター (医療法人厚生会)	〒683-0041 米子市茶町25	0859-23-6790	0859-23-6791	8:30~17:30	土・日	12/31~1/3
	★3 米子市住吉・加茂地域包括支援センター (社会福祉法人こうほうえん)	〒683-0853 米子市南三柳4543-30	0859-48-1365	0859-48-0612	8:30~17:30	定め無し	年末年始休業 の定め無し
	★4 米子市尚徳地域包括支援センター (社会福祉法人こうほうえん)	〒683-0012 米子市八幡703-1	0859-26-6588	0859-36-8876	8:30~17:30	日	12/31~1/2
	★5 米子市弓浜地域包括支援センター (社会福祉法人真誠会)	〒683-0104 米子市大崎1511-1	0859-48-2330	0859-48-2340	8:30~17:30	日・祝	12/29~1/3
	★6 米子市箕敷屋地域包括支援センター (社会福祉法人博愛会)	〒689-3533 米子市一部440	0859-27-6500	0859-27-7233	8:30~17:30	日	12/31~1/3
	★7 米子市淀江地域包括支援センター (社会福祉法人ソウェルよどえ)	〒689-3402 米子市淀江町淀江1075	0859-56-1118	0859-56-3338	8:30~17:30	土・日	年末年始休業 の定め無し
倉吉市	★1 うつぶぎ地域包括支援センター (社会福祉法人清和会)	〒682-0021 倉吉市上井300	0858-26-6378	0858-47-4766		日・祝	12/31~1/3
	★2 マグノリア地域包括支援センター (社会福祉法人敬仁会)	〒682-0022 倉吉市上井町1-2-1	0858-26-3922	0858-26-3923			12/30~1/3 8/14・15
	★3 倉吉中央地域包括支援センター(上瀬・成徳) (医療法人共済会)	〒682-0881 倉吉市宮川町129	0858-22-6102	0858-22-6106	8:30~17:30	土・日・祝	12/30~1/3 8/14・15
	★4 明倫・小鴨地域包括支援センター (医療法人十字会)	〒682-0863 倉吉市瀬崎町2714-1	0858-23-7106	0858-23-7122			12/30~1/3 8/14・15
	★5 かもがわ地域包括支援センター (社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会)	〒682-0411 倉吉市関金町関金宿1115-2	0858-45-3888	0858-45-2533			12/29~1/3
境港市	1 境港市地域包括支援センター	〒684-8501 境港市上道町3000	0859-47-1131	0859-44-2120	8:30~17:15	土・日・祝	12/29~1/3
岩美町	1 岩美町地域包括支援センター	〒681-0003 岩美郡岩美町浦富1029-2	0857-72-8420	0857-73-1344	8:30~17:15	土・日・祝	12/29~1/3
若桜町	1 若桜町包括支援センター	〒680-0792 八頭郡若桜町若桜801-5	0858-82-2209	0858-82-0134	8:30~17:15	土・日・祝	12/29~1/3
智頭町	1 智頭町地域包括支援センター	〒689-1402 八頭郡智頭町智頭1875	0858-75-6007	0858-75-4110	8:30~17:15	土・日・祝	12/29~1/3
八頭町	1 八頭町地域包括支援センター	〒680-0463 八頭郡八頭町宮谷254-1	0858-72-3574	0858-72-3565	8:30~17:15	土・日・祝	12/30~1/3
三朝町	1 三朝町地域包括支援センター	〒682-0195 東伯郡三朝町大瀬999-2	0858-43-3519	0858-43-0647	8:30~17:15	土・日・祝	12/29~1/3
湯梨浜町	1 湯梨浜町地域包括支援センター	〒682-0723 東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-5378	0858-35-5376	8:30~17:15	土・日・祝	12/29~1/3
琴浦町	1 琴浦町地域包括支援センター	〒689-2392 東伯郡琴浦町徳万591-2	0858-52-1525	0858-52-1524	8:30~17:15	土・日・祝	12/29~1/3
北栄町	1 北栄町地域包括支援センター	〒689-2292 東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5850	0858-37-5339	8:30~17:15	土・日・祝	12/29~1/3
大山町	1 大山町地域包括支援センター	〒689-3211 西伯郡大山町御来屋467	0859-54-5207	0859-54-5087	8:30~17:15	土・日・祝	12/29~1/3
日南町	1 日南町地域包括支援センター	〒689-5211 日野郡日南町生山511-5	0859-82-0374	0859-82-1027	8:15~17:00	土・日・祝	12/29~1/3
日野町	1 日野町地域包括支援センター	〒689-4503 日野郡日野町根雨101	0859-72-0339	0859-72-1484	8:30~17:15	土・日・祝	12/29~1/3
江府町	1 江府町地域包括支援センター	〒689-4401 日野郡江府町江尾2088-3	0859-75-6111	0859-75-6161	8:30~17:15	土・日・祝	12/29~1/3
南部箕敷屋 広域連合	1 日吉津地域包括支援センター	〒689-3553 西伯郡日吉津村日吉津872-15	0859-27-5952	0859-27-0903			
	2 南部地域包括支援センター	〒683-0323 西伯郡南部町倭482	0859-66-5524	0859-66-5523	8:30~17:15	土・日・祝	12/29~1/3
	3 伯耆地域包括支援センター	〒689-4133 西伯郡伯耆町吉長37-3	0859-68-4632	0859-68-3866			

・17保険者

・合計 35か所 (直営18、委託★17)



## 鳥取県家賃債務保証事業のご案内

保証人が確保できず民間賃貸住宅の入居契約ができない方を支援するために鳥取県独自で「鳥取県家賃債務保証事業」を実施しています。事業は、鳥取県居住支援協議会が鳥取県社会福祉協議会に委託して実施します。

家賃を支払えるにも関わらず、保証人がおらず過去に債務不履行がある等の理由で既存の債務保証制度が利用できない方を対象にした制度です。

事業利用希望者は、あんしん賃貸相談員に民間賃貸住宅への入居相談と家賃債務保証事業について相談し、その後、鳥取県社会福祉協議会へ家賃債務保証事業を申し込みます。

### 《対応実績状況》

	令和2年度 上半期			R元年度			H30年度		
	申請件数	対応状況		申請件数	対応状況		申請件数	対応状況	
		承認	否認		承認	否認		承認	否認
高齢者	0	0	0	10	9	1	1	0	
障がい者	7	7(1)	0	14	14(2)	0	5	0	
外国人	0	0	0	0	0	0	0	0	
子育て世帯	0	0	0	0	0	0	1	0	
その他※	6	6(1)	0	5	5	0	3	0	
合計	13	13	0	29	28	1	10	0	

※その他:低所得者世帯、離職者、出所者等 ( )は、自己都合により辞退

## セーフティネット住宅の登録について

### 1 制度概要

高齢者、障がい者または低額所得者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅をセーフティネット住宅として登録する制度が始まりました。登録住宅には住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部改正により次の3つを柱とした住宅確保要配慮者の居住支援制度が始まりました。

- 1 **かんたん検索**………全国の登録住宅を専用サイトで簡単に検索
- 2 **専用住宅への補助**……住宅確保要配慮者に限定した専用住宅には改修費や家賃の補助
- 3 **入居支援**………住宅確保要配慮者のマッチングや入居をバックアップ

### 2 登録できる住宅

- 1 **耐震基準**
  - ・耐震診断等で耐震性を有することが確認されている建物
  - ・耐震診断等を行っていない建物の場合にあつては
    - 3階建て以下昭和 57 年 6 月以降に建設された建物
    - 4階建て以上昭和 58 年 6 月以降に建設された建物
- 2 **床面積**
  - ・戸当たり 25 ㎡以上 (平成 18 年 3 月以前に着工された建物であれば 18 ㎡以上)
  - ・共同居住型の場合、住戸専用面積 9 ㎡以上全体面積 15× 定員数 + 10 ㎡以上

### 3 登録に必要な書類

- 賃貸募集情報(家賃、敷金、礼金、共益費、駐車場料金等)
- 間取り図等

※エントリーシートにご記入のうえ、担当窓口までお願いします。

エントリーシートは、  
<https://tottori-kyoju.com/>  
から取得できます。



### 【住宅の登録に関するお問い合わせ先】

#### 鳥取市以外に立地する住宅

鳥取県生活環境部くらしの安心局  
住まいまちづくり課 企画担当

TEL 0857-26-7408 FAX 0857-26-8113

Mail [sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp](mailto:sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp)

#### 鳥取市に立地する住宅

鳥取市都市整備部建築住宅課

TEL 0857-30-8371 FAX 0857-20-3919

Mail [jyutaku@city.tottori.lg.jp](mailto:jyutaku@city.tottori.lg.jp)



## セーフティネット住宅の家賃補助について

新たな住宅セーフティネット制度では、入居者の負担を軽減するため、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(セーフティネット登録住宅)の賃貸人へ入居者の家賃の一部に対して補助を受けることができます。

### 補助申請

登録住宅の賃貸人は入居者の家賃の一部について補助金を申請する際には市町村の補助制度担当窓口にて補助金交付申請を行う必要があります。申請手続きについては各市町村の担当窓口へご連絡ください。

### 補助要件等

補助金の交付を受ける場合には、以下の要件を満たす必要があります。ただし、入居される方の条件等によって異なる場合がございますので、詳細については市町村の担当窓口にご確認ください。

#### 1 対象住戸

補助の対象となる住戸は住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である必要があります。セーフティネット住宅情報提供システムにおいて住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として登録してください。

#### 2 公募

入居者については、原則公募して、抽選その他公正な方法により選定いただくことが必要となります。「公募」については、セーフティネット住宅情報提供システムで検索可能な状態になっていれば問題ありません。また、「公正な方法」とは、先着順等でも構いません。

募集時において一定の要件に該当する者は家賃低廉化補助の対象となる旨を示して入居者を公募し、家賃低廉化補助の対象となる者が入居決定した際に、専用賃貸住宅へ登録変更して補助を受けることができます。

具体的な方法例としてはセーフティネット住宅情報提供システムの「住戸情報」の「独自基本情報」において「その他物件情報」欄の「PRコメント」欄に「一定の要件に該当する方は家賃低廉化補助の対象となります。」と入力する方法があります。

#### 3 入居者要件

入居者の所得が月額15万8千円を超えない方が補助の対象となります。

#### 4 家賃

家賃の額は近傍同種の住宅の家賃の額と同水準以下であることが必要となります。

#### 5 補助交付期間

補助金の交付期間の限度は、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として管理を開始してから最長10年間となります。

#### 6 補助金の額

補助金の額については各市町村の担当窓口にご確認ください。参考として令和元年5月1日現在で補助制度を創設している鳥取市では以下のとおり補助金が交付されます。

(例)鳥取市 1戸あたり1月4万円が上限(入居者の所得に応じて補助金額は異なります。)

#### 7 収入報告

補助金を受ける対象住戸の入居者は毎年度、賃貸人を經由して担当窓口にて所得を証明する書類を添付した申請書の提出が必要となります。

※注意 令和2年度は、鳥取市・倉吉市・南部町のみ実施

### 家賃補助の例

家賃補助の例は以下の通りです。具体的な家賃補助額は住宅の立地や設備等によって異なりますのでご注意ください。

(1992年建設 住戸面積43㎡の例)

収入月額	本来家賃	家賃補助額	入居者負担額
0円～104,000円	50,000円	32,600円	17,400円
104,001円～123,000円	50,000円	29,900円	20,100円
123,001円～139,000円	50,000円	27,000円	23,000円
139,001円～158,000円	50,000円	24,100円	25,900円

### 【お問い合わせ窓口】

鳥取市都市整備部建築住宅課

TEL 0857-30-8371 FAX 0857-20-3919

Mail jyutaku@city.tottori.lg.jp

倉吉市建設部建築住宅課

TEL 0858-22-8175 FAX 0858-22-8140

Mail kenchikujutaku@city.kurayoshi.lg.jp

南部町建設課まちづくり基盤整備室

TEL 0859-66-3115 FAX 0859-66-4426

セーフティネット住宅の家賃補助について(PDF)→





## 鳥取県あんしん賃貸支援事業のご案内

### 鳥取県あんしん賃貸支援事業とは

鳥取県居住支援協議会の会員を中心とした行政、不動産及び福祉関係団体と、家主・不動産店といった民間事業者の方が連携して、高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯といった「住宅の確保に配慮を要する方」の住まいの確保と安定を支援する制度です。

“貸したい人”と“借りたい人”の双方が抱える不安や困りごとを解消し、賃貸住宅などへ安心して入居ができるよう、必要な環境整備を行うことを目的としています。主な取組としては、2名のあんしん賃貸相談員が、入居のご相談などを受け付けています。わからないこと、不安なことなど、お気軽にお問い合わせください。

#### 《各地域のあんしん賃貸相談員の連絡先》

担当地域	事務所の所在地	専用電話・メールアドレス	相談時間
<b>東部</b> (鳥取市・岩美郡・八頭郡)	鳥取市川端二丁目125(鳥取県不動産会館1階) (公社)鳥取県宅地建物取引業協会	<b>090-7135-3686</b> anshin-e@tottori-takken.or.jp	月～金曜日の 9:00～16:30 (祝祭日を除く)
<b>中部</b> (倉吉市・東伯郡)	倉吉市東巖城町120-2(プライムスクエアビル3階) (公社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部		
<b>西部</b> (米子市・境港市・西伯郡・日野郡)	米子市日久美町34-17 (公社)鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	<b>080-1949-3920</b> anshin-w@tottori-takken.or.jp	

このほか、事業に協力する「あんしん賃貸住宅協力店」と「あんしん賃貸住宅」の登録情報を、鳥取県居住支援協議会のホームページ(<https://tottori-kyoju.com/>)で公開しています。協議会事務局で閲覧していただくことも可能ですのでご利用ください。

#### 《入居相談受付対応状況》

平成27年度から令和2年度上半期まで

	令和2年度 上半期				R元年度				H30年度				H29年度				H28年度				H27年度			
	相談件数	対応状況			相談件数	対応状況			相談件数	対応状況			相談件数	対応状況			相談件数	対応状況			相談件数	対応状況		
		入居決定	未決定※	見送り※		入居決定	未決定※	見送り※		入居決定	未決定※	見送り※		入居決定	未決定※	見送り※		入居決定	未決定※	見送り※		入居決定	未決定※	見送り※
高齢者	34	17	6	11	65	48	6	11	82	53	2	27	78	41	14	23	92	52	20	20	54	41	2	11
障がい者	37	19	10	8	65	36	11	18	70	34	16	20	47	23	9	15	56	32	7	17	52	34	6	12
外国人	1	0	0	1	3	3	0	0	3	0	0	3	3	1	1	1	6	4	1	1	4	3	0	1
子育て世帯	12	5	4	3	17	11	4	2	20	14	3	3	32	14	5	13	28	16	6	6	27	19	2	6
その他※	31	19	7	5	48	35	8	5	53	21	2	14	66	42	8	16	63	42	8	13	60	43	6	11
合計	115	60	27	28	198	133	29	36	228	134	25	69	226	121	37	68	245	146	42	57	197	140	16	41

※その他:低所得者世帯、離職者、出所者等 ※相談対応中のもの(次年度に繰り越し)  
※見送り:相談した結果、現在の住まいに暮らす、要望に合う物件がない等の理由で対応を見送ったもの

## 福祉機関との連携について

### 東部・中部地区相談員

野沢 祥一

#### 1. かかりつけ医療機関からの相談

Tさん 50代 男性 障がいがある単身世帯の方  
収入は生活保護費 保証人いない  
「現在借りている住宅は家賃が単身世帯の住宅扶助費上限より高く、福祉事務所から転居指導されている。」

生活支援の福祉関係者は、保健所の保健師・介護サービス事業利用・福祉事務所・精神科医療ソーシャルワーカー等支援

保証人がおられないので、「鳥取県家賃債務保証事業」を利用することとなり、緊急連絡先に居住支援法人のNPO法人ワーカーズコープになっていただいた。

条件に合いそうな物件を案内し、入居後の福祉関係者の生活支援を不動産店に説明して、家主の不安(一人暮らしができるか、近隣に対する不安・緊急時の対応等)が少しでも解消されることを理解していただき、入居することができました。

#### 2. 福祉事務所に相談され、紹介先の生活困窮者自立支援機関からの相談

Oさん 40代 女性 子ども3人の子育て世帯  
保証人いない  
「収入が少なく実家で暮らしているが、子どもが大きくなり広い家に転居したい。」  
「生活保護申請は考えていない。」

国土交通省が進めている、民間住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度の家賃低廉化事業が活用できれば、入居者の負担が軽減されます。(入居者の所得にもよる)

不動産店及び大家さんに協力いただき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅をセーフティネット住宅として登録し入居申込みをしました。

そして、市役所に家賃補助金額を試算していただく為、入居者の所得証明等を取り、入居者負担額をお伝えして賃貸者契約締結となりました。その後、市役所に家賃補助等交付申請書を提出しました。

なお、保証人がいないため「鳥取県家賃債務保証事業」を利用していただきました。



## 《 あんしん賃貸相談員等障がい者対応研修を開催しました 》

あんしん賃貸相談員等が、相談者に寄り添った対応ができるように、障がい者に対する理解を深め、相談員としてのスキルアップを図る研修をWEB開催しました。

それぞれの障がいにおける相談対応、住宅に求める要件や留意事項等を理解いただきました。

- 令和2年 10月5日 (月) 午後1時30分～3時40分
1. 障害者差別解消法の概要  
講師: 障害者生活支援センターすてっぷ 所長 光岡 芳晶 氏
  2. 障がいのある方の相談対応で配慮すべきこと及び住宅に求める要件  
講師: 障害者生活支援センターすてっぷ 相談支援専門員 吉水 理絵 氏

## 《 不動産事業者への障がいについて理解を深める研修を開催しました 》

(公社)鳥取県宅地建物取引業協会が会員向けに東部、中部、西部で開催した「宅地建物取引研修会」の中で、障がいについて理解を深めていただくために「障害者差別解消法」の講義を実施しました。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の現実に向け、障がいを理由とする差別の解消について理解いただきました。

令和2年 11月4日 (水) 倉吉市 倉吉シティホテル 午後1時30分～3時30分

講師: 中部障がい者地域生活支援センター 相談支援専門員 森 隆治 氏

令和2年 11月5日 (木) 米子市 ユウベルプラザ 午後1時30分～3時30分

講師: 障害者生活支援センターすてっぷ 次長 椿 圭子 氏

令和2年 11月6日 (金) 鳥取市 白兔会館 午後1時30分～3時30分

講師: 鳥取市地域自立支援協議会 相談支援専門員 浦島 考雄 氏



### 令和2年度居住支援協議会セミナーは延期しました。

令和2年度鳥取県居住支援協議会セミナー「米子市における福祉と住宅の連携強化による居住支援」は、新型コロナウイルスの国内、県内の感染状況を踏まえ、来年度に延期することとなりました。

御参加を御検討いただいた皆様には御迷惑をおかけすることとなり、大変申し訳ございません。新たな日程については、改めて御案内します。

# 鳥取県 居住支援協議会だより

令和3年(2021年)2月発行



08号

Newsletter of the Tottori Prefectural Housing assistance conference

発行 鳥取県居住支援協議会

住所 〒680-0036 鳥取市川端二丁目125((公社)鳥取県宅地建物取引業協会内)

電話 (0857) 23-3569 ファクシミリ (0857) 27-1854

ホームページURL <https://tottori-kyoju.com/>

